

屋久島世界遺産地域管理計画の「管理の方策」に盛り込む事項について(案)

事	項	主 な 内 容
<p>1 自然景観及び生態系の保全</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>遺産地域が有する特異な生態系と優れた自然景観を将来にわたって保全するため、これらの基盤となる生態系の構造と機能を維持・保全する。</p> <p>原則として自然状態における遷移に委ねることを基本とする。</p> <p>ただし、特定の生物や人為的活動が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これら特定の生物等の影響の緩和や生物多様性の維持などに有効な対策を講じていくものとする。</p>	<p>(1) 自然景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生の垂直分布 ・ 高層湿原 ・ 著名ヤクスギなど 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種保護制度に基づき、自然景観の保全を推進する旨記述する。 ➤ 優れた自然景観(植生の垂直分布、高層湿原、著名ヤクスギなど)の現状について記述する。 ➤ 植生の垂直分布、高層湿原、著名ヤクスギについては、それらの状況を的確に把握するためにモニタリングを行い、その結果を踏まえて保全対策を実施する旨記述する。特に、保全対策として次のことを行う旨記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 高層湿原については、集水区域内における歩道からの土砂流出の防止措置や荒廃地の植生回復措置を行うこと ② 著名ヤクスギについては、登山者の踏み込みによる歩道の洗掘の防止措置や根系の保護措置を行うこと <p>また、これらは地球温暖化に伴う気候変動による影響を受ける可能性を有していることから、気温等の基礎的データの収集も必要である旨記述する。</p>
<p>特に、特異な生態系や優れた自然景観の維持が確保されているか適切に把握を行い、必要に応じて絶滅が危ぶまれる固有種・希少種の保護・復元を図るための</p>	<p>(2) 生態系の保全</p> <p>ア 植 物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常緑広葉樹林 ・ 天然スギ林 ・ 亜高山植生 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種保護制度に基づき、遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する隣接地域も視野に入れつつ、適正かつ効果的な管理を行う旨記述する。 ➤ 標高変化に伴う植生の分布状況、主な植生(常緑広葉樹林、天然スギ林、亜高山植生など)の現状、特にヤクシカや人為的活動が及ぼしている悪影響について記述する。 ➤ 固有種・希少種の生育状況、中でも絶滅が危ぶまれる種(ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリン

有効な対策を講じていくものとする。

- ・ ヤクタネゴヨウ
 - ・ ヤクシマリンドウ
- など

ドウなど)の現状、特にヤクシカや人為的活動が及ぼしている悪影響について記述する。

- 管理の目標である屋久島のクライテリアの価値を将来にわたって維持していくためには、標高変化の伴う植生の分布状況、天然スギ林の世代交代の状況等をモニタリングし、それらを的確に把握することが必要である旨記述する。
- 植生や固有種・希少種を保全するために講ずべき対策については、それらの生育状況や生育環境に関するモニタリングや巡視活動を行い、その結果を踏まえながら実施する旨記述する。
特に、次のことを行う旨記述する。
 - ① ヤクシカの採食による被害が顕著に見られる常緑広葉樹林においては、防鹿柵の設置等を行うこと
 - ② 固有種・希少種については、優先的に保護すべき種や生育地を選定し、防鹿柵を設置するなど現地内保存を行うこと、減少した種の復元を図るために現地外保存や増殖事業を行うこと
 - ③ ヤクタネゴヨウについては、上記②のほか、樹幹注入等による松食い虫被害の防除を行うこと

イ 動物

- ・ ヤクシカ
 - ・ ヤクシマザル
- など

- 各種保護制度に基づき、遺産地域の生態系と共通性や連続性を有する隣接地域も視野に入れつつ、適正かつ効果的な管理を行う旨記述する。
- 動物相の生息状況について記述する。特にヤクシカについては農林業や生態系に与えている影響等に関して記述する。
- 生息数の増減が著しい動物種については、研究者等の協力を得ながら、それらの生息状況や生息環境に関するモニタリングを行い、その結果を踏まえて保護管理対策を

		<p>実施する旨記述する。</p> <p>特に、保護管理対策として次のことを行う旨記述する。</p> <p>① ヤクシカについては、生息密度や植生の被害状況に関するモニタリングや頭数管理、餌やり防止に関する普及啓発等を行うこと、特定鳥獣保護管理計画を作成すること</p> <p>② ヤクシマザルについては、餌やり防止に関する普及啓発等を行うこと</p>
	<p>ウ 外来種への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タヌキ ・ ノネコ ・ アブラギリ <p>など</p>	<p>➤ 屋久島で定着・繁殖が確認されている外来種の現状について記述する。</p> <p>➤ 外来種の定着・繁殖の状況を的確に把握するためにモニタリングを行い、その結果を踏まえて外来種の対策を実施する旨記述する。</p> <p>➤ 外来種の対策は、遺産地域への侵入・定着の防止、侵入の早期発見、駆除・制御といった各段階に応じた対策を実施する旨記述する。</p> <p>特に次のことを行う旨記述する。</p> <p>① タヌキ、ノネコについては、その生息状況や生態系に与える影響を把握した上で、普及啓発を含む対策を実施すること</p> <p>② アブラギリについては、遺産地域及びその隣接地域における成木の生育状況、本種が遺産地域及びその隣接地域の生態系に与える影響を把握した上で、普及啓発を含む対策を実施すること</p>
<p>2 自然の適正な利用</p> <p>【基本的な考え方】</p>	<p>(1) 利用の適正化</p>	<p>➤ 遺産地域への入り込み者数が増加を続け、縄文杉等の特定のルートや特定の時期に利用の集中が見られるなどの問題が生じている現状について記述する。</p> <p>➤ 世界遺産としての価値を将来にわたって維持するため、遺産地域の登山や観光</p>

世界遺産としての価値を将来にわたって維持するため、登山、観光等の利用については自然環境に支障を及ぼさない範囲とし、自然景観と生態系の保全に配慮した必要最小限の施設整備を行うこととする。

また、遺産地域内における自然環境と利用の現状を踏まえて、ルートや地域ごとに明確な利用方針を定め、その方針にあわせた施設整備・管理を行うものとし、積極的に情報発信を行う。

さらに、利用の分散と利用のコントロールを図るとともに、より深い知識と屋久島らしい体験を入り込み者に提供することで、遺産地域の保護に対する理解を深める。

等の利用については、既存の車道等を除き、すぐれた自然を体験、観察、学習するための徒歩利用を基本に、自然環境に支障を及ぼさない範囲で行うこととし、自然景観と生態系の保全に配慮した必要最小限の施設整備を行う旨記述する。

- 屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体でのエコツーリズム推進に向けた取組とも連携し、里部の観光利用も推進するなど遺産地域外への利用の分散を図る旨を記述する。
- 利用の適正化を図るため、利用者数とその影響を的確に把握するためのモニタリングを行う旨記述する。
- モニタリングや巡視活動の結果を踏まえ、自然環境への影響が懸念される特定のルートや地域においては、それぞれに利用の適正化に向けた取組を行う旨記述する。
- 屋久島マナーガイドや縄文杉快適登山日カレンダーなどを活用し、利用の適正化に向けて積極的に広報を行う旨を記述する。

(2) ルートや地域ごとの利用方針と自然景観と生態系の保全に配慮した施設整備・管理

- 遺産地域内における自然環境や利用の現状を踏まえて、ルート(荒川登山道、宮之浦岳登山道など)や地域(西部地域)ごとの望ましい利用のあり方について記述する。
- 遺産地域内の歩道の整備と管理については、ルートや地域ごとに設定した望ましい利用のあり方や利用者数のレベルに沿う形で施設の整備と管理を行うとともに、この内容について利用者に積極的に情報発信していく旨を記述する。
- 利用の集中などにより歩道の荒廃が見られる箇所については、自然環境と景観の保全に配慮し、環境条件に応じた適切な工法により荒廃を防止する旨記述する。
- 登山者等の歩道周辺への踏み込みにより、裸地化し土壌の流出等が見られる箇

		所については、踏み込み防止措置を講じるとともに、土壌流出の防止措置や植生の回復措置を行う旨記述する。
	(3) エコツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 持続可能な利用を前提とし、より深い知識と屋久島らしい体験を入り込み者に提供することで、遺産地域の保護に対する理解を深めるため、エコツーリズムを推進することについて記述する。 ➤ 利用地域ごとに適正な利用ルールの構築・普及を図ることについて記述する。 ➤ エコツアーの質的向上に向けた、屋久島ガイド登録・認定制度について記述する。
3 関係行政機関の体制		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係行政機関は、遺産地域の適正な管理の推進を図るために設置された屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、一体となって効果的・効率的な管理に努める旨記述する。 ➤ 遺産地域の管理にかかわる以下の行政機関の業務について記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 環境省九州地方環境事務所 ② 林野庁九州森林管理局 ③ 鹿児島県 ④ 鹿児島県教育委員会 ⑤ 屋久島町
4 調査研究・モニタリング及び巡視活動	(1) 調査研究・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、関係行政機関、研究機関や研究者、地域の団体等が連携して調査研究・モニタリングを行う旨記述する。 ➤ 関係行政機関は、過去に行われた調査研究・モニタリングについて整理を行うとともに、研究機関や研究者、地域の団体とも連携・協力して、効果的な調査やモニタリングを行う旨記述する。
	【基本的な考え方】 遺産地域の保全・管理に当たっては、科学的知見に基づき管理すること	

<p>が必要であり、科学委員会の助言を得つつ、モニタリングを行い、順応的管理を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係行政機関は、調査研究・モニタリングの結果に応じて、管理計画やモニタリングの見直し等を行い、遺産地域の管理方法を柔軟に見直す旨記述する。
<p>このため、モニタリングの結果に応じて保全・管理方法の見直し等を行い、より効果的な手法による保護・管理を推進する。</p>	<p>(2) 巡視活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係行政機関は、「巡視マニュアル」に基づき、ガイド事業者や地域住民・団体等の参加・協力を得つつ、効率的・効果的な巡視活動に努める旨記述する。 ➤ 巡視活動に関する情報については、ガイド事業者や地域住民・団体等との間で情報の共有化に努める旨記述する。
<p>5 地域との連携・協働</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会等様々な場を通じて、地域住民・団体の意見や提案を幅広く聴き、遺産地域の管理に活用するとともに、その結果については積極的な情報発信を行って共有化に努める旨記述する。 ➤ 遺産地域の保全や利用に関わっている地域住民・団体の積極的な参加・協力を得ることにより、地域との連携・協働による遺産地域の保全や適切な利用を推進する旨記述する。
<p>6 環境教育、情報の発信と普及啓発</p>		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 世界遺産委員会に評価された特異な生態系と優れた自然景観のほか、これらの基盤としての屋久島の自然、歴史、産業等について、幅広く地域住民等への教育・普及活動や情報発信に努める旨記述する。 ➤ 登山、観光等の利用に伴う生態系への悪影響の防止や、安全で持続的な利用を図るため、利用者に対して、登山時のマナー、自己責任意識等についての普及啓発を行う旨記述する。 ➤ 屋久島世界遺産地域は、特異な生態系と優れた自然景観のほか、多様な生物相を有しており、このことについて国内外への情報の発信に努める旨記述する。